

# まちづくりの基本原則

みんなで力を合わせて  
高浜市をつくっていくための  
行動原則です。

## 参画の原則

参画とは、事業などの立案から実施、評価といった各過程に市民が主体的に参加し、意思形成に関わることを言います。まちづくりの主役である市民の意思を反映した市政運営を行うために、議会や行政は、市民が市政に参画できる機会を設けていきます。



## 協働の原則

さまざまな地域の課題解決に向けて、行政だけが担うのではなく、まちづくりの担い手である市民・議会・行政が、それぞれの果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行うことが大切です。



## 情報共有の原則

市民・議会・行政が連携・協力してまちづくりを行うためには、地域の課題や市政運営に関する情報などをお互いに提供し、共有しあうことが大切です。議会・行政は、求めに応じて情報を提供するだけでなく、積極的に情報を発信していくことが大切です。

また、市民相互においても情報を提供・共有しあい、活動することが大切です。

# まちづくりの担い手

## 市民

まちづくりにあたっては、幅広い人々や団体が力を合わせていくことが必要です。そのため、この条例で言う「市民」を、「市内に住んでいる人をはじめ、市内で働く人や通学している人、市内で事業を営んでいる事業者、市内で活動をしている人や団体」としています。

まちづくりにおける、  
それぞれの役割・責務を  
確認します。

### 市民の権利【第5条】 役割と責務【第7条】

市民の皆さんには、自らの意志に基づいてさまざまな形でまちづくりに関わることができます。一方で、「権利」と「役割・責務」は表裏一体の関係があり、お互いの自由な発言や行動を認め合いながら、自らの発言や行動に責任を持つことが大切です。

### 子どものまちづくりに 参加する権利【第6条】

子どものころから地域の問題や将来について関心を高めていくことは、次の時代を担う人材育成につながっていきます。そこで、子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があるとうたっています。

### 事業者の役割と責務 【第8条】

事業者は、地域社会の一員として、まちづくりに対する役割も大きいため、市民・議会・行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めることが大切です。



## 議会

市民の代表である議員や議会の役割などを定めています。

### 議会・議員の役割と責務 【第9・10条】

議会は、行政が市民の意思を反映して市政運営を行っているかを監視する役割があります。また、市民の意思を適切に反映させるため、市民との情報共有や開かれた議会運営に努めること、政策論議や立法活動を充実させることも求められます。

## 行政

市長と市長を補助する職員の役割などを定めています。

### 市長の役割と責務【第11条】

市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにして、公正・誠実に市政を運営していく責務があります。

### 職員の役割と責務【第12条】

職員は、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、自らも地域社会の一員として積極的に市民と連携し、信頼関係を築きながら、ともにまちづくりを行います。